

優先枠住宅について

抽選住宅の募集において、同一団地内に同一タイプ（2DK、3DK等間取りが同等のもの）住宅が複数戸ある場合は、以下のような優先入居を行います。

1 優先枠住宅の申込みができる方

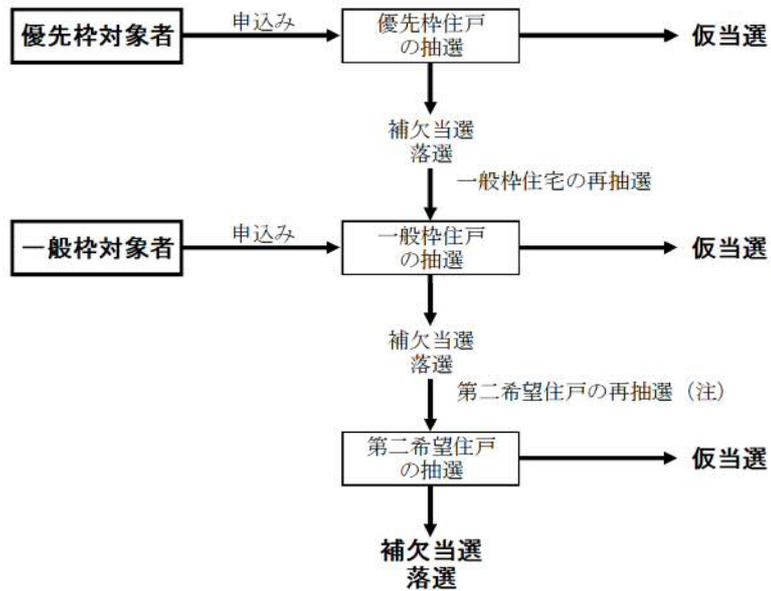
受付締切日において、次のいずれかの要件に該当する方が申込みできます。（優先枠対象者でない方が優先枠住宅に申し込んだ場合、抽選で仮当選しても失格となります。）

- (1) 高齢者世帯
入居申込者が60歳以上の方で、かつ、同居者全員が60歳以上又は18歳未満の方である世帯
- (2) 母子世帯・父子世帯
配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む）のない方で、20歳未満の扶養親族のある方
- (3) 小学校就学前の子供がいる世帯
- (4) 障害者
入居しようとする方の中に、次のいずれかに該当する方がおられる世帯
 - (ア) 身体障害者手帳の1級から4級の交付を受けている方
 - (イ) 精神障害者保健福祉手帳の1級から3級の交付を受けている方
 - (ウ) 療育手帳がA又はBの方（ただし、療育手帳Bの方は障害の程度が精神障害1級又は2級に相当する場合に限る）
- (5) 戦傷病者
入居しようとする方の中に、戦傷病者手帳の特別項症から第6項症まで又は第1款症の交付を受けている方がおられる世帯
- (6) 原子爆弾被爆者
入居しようとする方の中に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がおられる世帯
- (7) 引揚者
入居しようとする方の中に、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がおられる世帯
- (8) ハンセン病療養所入所者等
入居しようとする方の中に、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がおられる世帯
- (9) 生活保護受給世帯
生活保護法に規定する被保護者世帯
- (10) DV被害者
DV法に基づく接近禁止命令又は退去命令が出されて5年以内又は保護等を受けた後5年以内の方

2 抽選の流れ

募集住宅の抽選において、2回抽選を受けることができます。(優先枠対象者については、優先枠住宅の抽選に漏れた場合でも、一般枠住宅で1回、一般枠第二希望住宅でさらに1回の最大3回抽選を受けることができます。)

【抽選のイメージ】



(注)第二希望住戸の抽選については、当該住戸を第一希望とした申込者がいない場合のみ行います。